

## 第1回の議論のポイント (薬害を学ぶことのコンセプト)

### 【Ⅰ. 総論】

- 社会科では薬害を防ぐ社会の在り方、保健では医薬品の適正使用、それぞれの観点から2つの柱で学ぶことができるのではないか。
- 教育問題への取組は、二度と薬害の被害者も加害者もつくりたくない、被害者問題でも企業の責任問題でもなく、社会において薬と一緒に生きていく上で、より良いかわり方をみんなで考える契機にしたいということであり、教材の目的はこれに尽きるのではないか。

### 【Ⅱ. 薬害から学ぶこと】

#### 《①薬害被害を学ぶ》

- 薬害とは何かといった定義の話は置いておき、多くの被害者が苦しい思いをしたという事実を素直に伝えるべきではないか。  
まずは、いくつかの薬害を並べて被害者の実感や社会においてどんな現象だったかということを書き記述することなど、薬害被害そのものをうまく伝えることを考えるべきではないか。
- 一度壊した体は元には戻らないことや命の大切さを、薬害とはこういうものだという観点から教えていくことが必要ではないか。
- 薬害被害者は治療に苦しみ死の恐怖を味わっているのが現実なので、そのようなことも記載すべきではないか。

#### 《②薬害に関する事実（社会の動きなど）を学ぶ》

- どんな薬害事件があったのかといった薬害の事実に関する共通理解を得るべきではないか。
- 医薬品の正しい使い方といったものとは違う問題として、現象そのものを見ることが必要ではないか。1つには、被害者の痛みといった主観的な経験そのもの、もう1つには、どこに失敗があってどのように制度が改正されたのかなど、社会の不完全性そのもの。

- 薬害について、何に問題があってどのように解決していったのかといったことをきちんと理解していくことが大切ではないか。
- 薬害の事実とそれが起こった歴史などがきちんと記述されるようにすべきではないか。

#### 《③消費者保護等の観点から学ぶ》

- 高等学校で初めて薬害という問題が取り上げられ、その際には消費者という観点から学習されることを踏まえ、消費者保護の観点から教材を作るのが良いのではないか。
- 消費者の保護だけでなく、消費者の自立の観点も必要ではないか。
- 公民の中で、情報の非対称性といった消費者問題をどのように考えていくのか、法や制度を作ってもそれを守るといふ姿勢がなければ再発を繰り返すといった倫理観を伝えていく、といったことが必要ではないか。  
薬害の中には原材料の問題で製造物責任に当たるような問題と医療者や消費者など使う側の問題もあるので、消費者保護とともに消費者の自立支援の観点も扱うべきではないか。

#### 《④自ら調べ考えながら学ぶ》

- 子どもたちにテーマを与えて自分たちで自由に調べ、議論させるといったこともできるように考慮すべき。また、実際の体験談を本人から聞かせるといったことも良いのではないか。

#### 【Ⅲ. 現場での活用に当たって】

- 現場での活用を想定し、教える側にも分かりやすい教材や指導方法の例などを付け加えたものが必要ではないか。
- 授業の中に必ず組み込んで教えるという仕組みでなくては、なかなか学校の取組は進んでいかない。せっかく作った教材が現場で生かされないということがないように、厚生労働省、文部科学省、地方自治体の教育委員会との連携や現場の先生方とのタイアップを考えることが必要ではないか。
- PDF化して携帯デバイスで見られるようにするとか、ネットとリンクさせて被害当事者の映像を見られるようにするといった、実際の現場での使い方を考える必要があるのではないか。